

---

---

# 吸収分割に関する事後開示書類

---

---

2023年8月16日

小田急電鉄株式会社  
株式会社ジェーシービー

## 吸収分割に関する事後開示書類

小田急電鉄株式会社（以下「甲」又は「当社」といいます。）及び株式会社ジェーシービー（以下「乙」といいます。）は、2022年9月20日付で締結した吸収分割契約書（以下「本吸収分割契約」といいます。）に基づき、2023年8月16日を効力発生日として、当社のJCBブランドのクレジットカード発行事業及びハウスカード事業に関して有する権利義務の一部を乙に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行いました。本吸収分割に関する会社法第791条第1項第1号、第2号及び第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条に基づき開示すべき事項は、本書記載のとおりです。

2023年8月16日

甲           :   東京都渋谷区代々木2丁目28番12号  
                  小田急電鉄株式会社  
                  代表取締役 星野 晃司

---

乙           :   東京都港区南青山5丁目1番22号青山ライズスクエア  
                  株式会社ジェーシービー  
                  代表取締役 二重 孝好

---

## 記

1. 吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第 189 条第 1 号）  
2023 年 8 月 16 日
2. 吸収分割会社における会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 2 号イ）  
本吸収分割は、会社法第 784 条第 2 項に規定する場合（簡易吸収分割）に該当するため、会社法第 784 条の 2 但書の規定により、該当事項はありません。
3. 吸収分割会社における会社法第 785 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 2 号ロ）  
本吸収分割は、会社法第 784 条第 2 項に規定する場合（簡易吸収分割）に該当するため、会社法第 785 条第 1 項第 2 号及び同条第 3 項但書の規定により、該当事項はありません。
4. 吸収分割会社における会社法第 787 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 2 号ロ）  
当社は新株予約権を発行していないため、会社法第 787 条の規定による手続は行っていません。
5. 吸収分割会社における会社法第 789 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 2 号ロ）  
当社は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項並びに定款第 5 条に従い、2023 年 7 月 7 日に官報及び電子公告において、債権者に対する公告を行いました。が、会社法第 789 条第 1 項の規定に基づき異議を述べた債権者はおりませんでした。
6. 吸収分割承継会社における会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号イ）  
会社法第 796 条の 2 に基づき、乙に対して本吸収分割をやめることの請求をした株主はおりませんでした。
7. 吸収分割承継会社における会社法第 797 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号ロ）  
乙は、会社法第 797 条第 4 項に基づき、2023 年 7 月 7 日に株主に対して公告を行いました。が、同条第 1 項に従い乙に対して株式の買取りを請求した株主はおりませんでした。

8. 吸収分割承継会社における会社法第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号ロ）

乙は、会社法第 799 条第 2 項に従い、2023 年 7 月 7 日に官報において債権者に対する公告を行い、また、2023 年 7 月 7 日付けで知れたる債権者に対して個別の催告を行いました。が、同条第 1 項に従い異議を述べた債権者はありませんでした。

9. 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

乙は、本吸収分割の効力発生日である 2023 年 8 月 16 日をもって、甲から JCB ブランドのクレジットカード発行事業及びハウスカード事業に関して有する資産、負債その他の権利義務の一部を引き継ぎました。

10. 会社法第 923 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

2023 年 8 月 16 日に、会社法第 923 条の変更の登記を申請済みです。

11. 上記に掲げるもののほか、吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）

該当事項はありません。

以上